

胃部検査の補助内容を変更しました

▶④～⑤ページ参照

特定保健指導の実施方法が変わります

▶⑯～⑰ページ参照

平成25年度

健康診断・保健指導ガイド

受診前に必ずお読みください



目次

当健保組合がすすめる健康診断／健診種別と内容	②～③ページ
検査項目一覧表	④～⑤ページ
遠隔地健診	⑥ページ
申し込みから受診までの流れ／個人情報の取り扱いについて	⑦ページ
契約健診機関一覧	⑧～⑯ページ
特定保健指導のご案内を対象者にお送りします	⑯～⑰ページ
測量地質健康保険組合健診センター	⑯ページ

健保組合ホームページを
ご活用ください

<http://www.st-kenpo.or.jp>

- ▶ 健診申込書、遠隔地健診補助金交付申請書、および質問票をダウンロードできます。
- ▶ 当健保組合健診センターの予約状況を確認できます。
- ▶ 契約健診機関については、ホームページでも確認できます。健診機関の追加契約・内容変更・契約解除等があった場合は、ホームページを順次更新します。



当健保組合が すすめる 健康診断

当健保組合がすすめる健康診断は、組合員の方の病気の早期発見・早期治療をサポートすることを目的としております。

病気や異常があると思っていない方でも、気づかぬうちに病状がすすみ、自覚症状が出てからでは手遅れになる恐れもあります。

当健保組合では、年齢に応じた健康診断コースを設定しており、年度内1回に限り健康診断料金の補助をしております。また、40歳以上の方で健康診断の結果、保健指導が必要と判断された場合には、その保健指導に対しても補助をしております。

この「健康診断・保健指導ガイド」は、その詳細についてまとめたものです。健康診断を受ける際のご参考にしていただき、ぜひ、年に一度は健康診断を受けられ、ご自身の健康状態をチェックされることをおすすめいたします。



健診種別と内容

受診日時点で当健保組合の組合員の資格を有する方を対象に、年度内の受診1回に限り健康診断の費用補助をいたします。対象になる健診種別を下の表で確認し、内容をご覧ください。

対象年齢は平成26年3月31日時点の満年齢です（予約時点の年齢ではありません）。なお、対象年齢を満たしていれば健診種別の変更は可能です。

健診種別 (対象年齢)	一般健診 (35歳未満)	生活習慣病予防健診 (35歳以上)	人間ドック (40歳以上)	特定健診 (40歳以上)	巡回婦人健診 (女性のみ)
被保険者	○	○	○	△	○
被扶養者(配偶者)	○	○	×	△	○
被扶養者(配偶者以外)	×	×	×	○	×
一部負担金	被保険者のみ事業所負担 2,000円		自己負担 10,000円	被保険者のみ事業所負担 2,000円	

○：補助可 ×：補助不可 △：他の健診種別をおすすめします

●一部負担金

被保険者の方が契約健診機関で各健診種別ごとの【基本検査項目】を受ける場合に、健診機関へお支払いいただく健診費用です（記載のない健診機関の場合については「6ページ」参照）。なお、被扶養者の方は無料です。

人間ドックを受ける場合の一部負担金は自己負担**[10,000円]**です。その他の健診を受ける場合の一部負担金は事業所負担**[2,000円]**となるため、被保険者の方の一部負担金はあ

りません。

一部負担金の支払い方法については、基本的には受診日当日窓口払いですが、健診機関・事業所により異なる場合があります。

※ 任意継続被保険者の方は、人間ドックを受ける場合のみ自己負担**[10,000円]**です。

※ 各健診種別ごとの【基本検査項目】および【健保オプション】以外を追加した場合、その部分の費用は自己負担となります。

35歳の被保険者の方 40歳以上の被保険者・被扶養者の方へ

「一般健診」を受診される場合は ご注意ください！

当健保組合の委託健診機関にて実施する「一般健診」には、一部の検査項目（腹囲・心電図・コレステロール値等）が含まれておりません。

※ 委託健診機関によっては含まれている場合もあります。

事業者は、労働安全衛生法に基づき、労働者に対し医師による健康診断（定期健康診断）を実施しなければならないと義務付けられています。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施するにあたり、法定検査項目の中には、医師の判断に基づき省略可能な検査項目が設定されているところですが、年度内に達する年齢が35歳および40歳以上の被保険者（本人）の方に限り、腹囲・心電図・コレステロール値等の検査項目は省略不可能としており、受診が義務付けられています。

そのため、35歳および40歳以上の被保険者（本人）の方が、当健保組合の実施する「一般健診」を定期健康診断として代用される場合、

主に被保険者、被扶養者(配偶者)、任意継続被保険者の方の健診



●一般健診……………[実施期間：通年]

労働安全衛生法による定期健康診断を基礎にした健診

- ・〈基本検査項目〉 問診、身体計測、血圧、採血、検尿、胸部X線等

●生活習慣病予防健診……………[実施期間：通年]

一般健診に加え、がんや糖尿病など主に生活習慣によっておこる疾病を予防するための検査を加えた健診

- ・〈基本検査項目〉 一般健診の検査に加えて、検便、心電図、胃部X線等
希望により【健保オプション】(婦人科)を加えることが可能です。

●人間ドック(被保険者のみ)……………[実施期間：通年]

生活習慣病予防健診に加え、さらに詳細な検査を加えた健診

- ・〈基本検査項目〉 生活習慣病予防健診の検査に加えて、腹部超音波、眼底等
希望により【健保オプション】(HCV抗体・PSA・婦人科)を加えることが可能です。

主に被扶養者(配偶者以外)の方の健診



●特定健康診査(特定健診)……………[実施期間：通年]

高齢者医療確保法に基づく、メタボリックシンドロームに着目した健診

- ・〈基本検査項目〉 問診、身体計測、血圧、採血、検尿等

医師が必要と認めた場合には、心電図、眼底を加えることが可能です。

※労働安全衛生法に規定する定期健康診断検査項目を満たしていないことから、被保険者の方には生活習慣病予防健診、または人間ドックをおすすめします。

※受診可能な健診機関につきましては、当健保組合ホームページ(特定健診実施機関一覧)をご覧ください。

主に被保険者(女性)、被扶養者(妻)の方の健診



●巡回婦人健診……………[実施期間：春期または秋期]

女性を対象にお住まいの近くの施設等(公共施設や医療機関)に会場を設け実施する健診
※他の健診と並行して補助を受けることはできません。

年度中、実施期間を春と秋の2回設けておりますが、受診はどちらか1回のみです。『健やかライフ6月号』にて秋実施分(10月～翌年1月)、『健やかライフ11月号』にて春実施分(翌年4月～7月)の、実施内容、実施会場、申込方法等の詳細をご案内いたします。

- ・〈検査項目〉 生活習慣病予防健診に準じた検査

※ただし35歳未満の方は胃部X線検査を受けることはできません。

希望により婦人科検査(乳房・子宮)を加えることが可能です。

注意事項

- 各健診種別における健保オプション項目は、検査項目一覧表(4～5ページ参照)のとおり希望者のみ実施となります。
- 大腸カメラ・CT・MRI等、検査項目一覧表に記載のない特殊検査は補助の対象なりません。
- 健診の結果、二次(精密)検査が必要とされた場合には、保険証による保険診療扱いでご受診ください。

- 宿泊ドックは補助の対象なりません。
- 予約・申し込みを事前に健保組合へ申請していても、受診日時点で組合員の資格を喪失されている場合は補助の対象なりません。万が一受診された場合、健診にかかった費用は全額自己負担となります。

一部の検査項目(腹囲・心電図・コレステロール値等)が含まれていないため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の法定検査項目を満たしていません。

当健保組合では、対象年齢を満たしていれば、健診種別の選択を可能としておりますが、上記の理由により、35歳および40歳以上の被保険者(本人)の方には、労働安全衛生法の法定検査項目を満たしている「生活習慣病予防健診」あるいは「人間ドック(40歳未満不可)」の受診をおすすめいたします。

なお、当健保組合では、40歳以上の被保険者(本人)および被扶養者(家族)の方が、健診を受診された場合、健診結果(腹囲・コ

レステロール値等)を基に特定保健指導の対象となるか選別しており、該当された方には受診のご案内をしています。

当健保組合の委託健診機関にて実施する「一般健診」では、一部の検査項目(腹囲・コレステロール値等)が含まれていないため、健診結果が抽出できず、特定保健指導の選別が不可能なことから、40歳以上の被保険者(本人)および被扶養者(配偶者)の方は「生活習慣病予防健診」あるいは「人間ドック(被扶養者不可)」を受診されるようお願いいたします。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の検査項目につきましては、4ページ「検査項目一覧表」に記載しましたのでご覧ください。



検査項目一覧表

基本検査項目

健診種別ごとの基本検査項目は以下のとおりです。健診機関により若干異なります。

なお、検査項目の取り扱いは前年度と異なる場合もありますので、事前に健診機関へお問い合わせください。

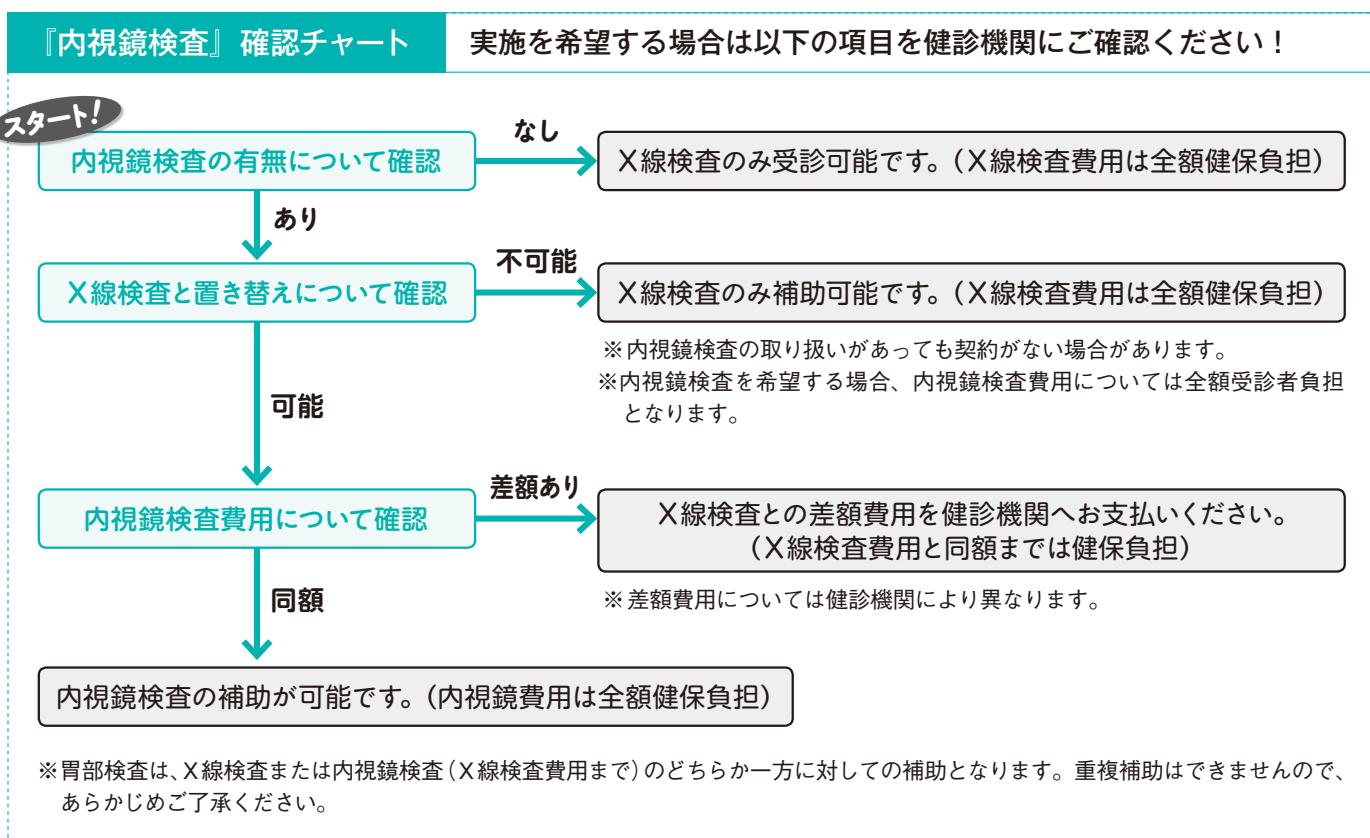
検査区分	検査項目 【 】内は検査区分のうち、詳細な検査内容		一般健診	生活習慣病 予防健診	人間 ドック	特定健診	参考 労働安全 衛生法
問 診	現病歴・既往歴・家族歴・喫煙歴・服薬歴・生活習慣等		●	●	●	●	●
	自覚症状・他覚症状		●	●	●	●	●
診 察	聴打診・触診等		●	●	●	●	—
身体計測	身長		●	●	●	●	●
	体重		●	●	●	●	●
	肥満度		●	●	●	●	—
	BMI		●	●	●	●	—
	標準体重		●	●	●	—	—
	腹囲		—	●	●	●	●
生理学的検査	【循環器】	血圧	●	●	●	●	●
		心電図	—	●	●	△	●
	【感覚器】	眼底（片眼）	—	△	●	△	—
		視力	●	●	●	—	●
	聴力（一般健診：簡易法／他：オージオメーター）		●	●	●	—	●
	【呼吸器】		●	●	●	—	●
X線・超音波	【消化器】		—	●	●	—	—
	【消化器・他】		—	—	●	—	—
	【腎機能】		—	●	●	—	—
生化学的検査	【痛風】	尿酸	●	●	●	—	—
		総コレステロール	●	●	●	—	—
	【脂質】	HDLコレステロール	—	●	●	●	●
		LDLコレステロール	—	●	●	●	●
		中性脂肪	—	●	●	●	●
	【肝機能】	AST (GOT)	●	●	●	●	●
		ALT (GPT)	●	●	●	●	●
		γ-GTP	●	●	●	●	●
		ALP	●	●	●	—	—
	【糖尿病】	空腹時血糖またはHbA1c	●	●	●	●	●
血液学的検査	【貧血】	赤血球数	●	●	●	△	●
	【炎症】	白血球数	●	●	●	—	—
	【貧血】	ヘモグロビン量	●	●	●	△	●
		ヘマトクリット	●	●	●	△	—
		血小板数	●	●	●	—	—
		MCV	●	●	●	—	—
		MCH	●	●	●	—	—
		MCHC	●	●	●	—	—
血清学的検査	【炎症】	CRP	—	—	●	—	—
	【肝機能】	HBs抗原	—	—	●	—	—
尿 検 查	【腎機能】	蛋白	●	●	●	●	●
	【糖尿病】	尿糖	●	●	●	●	●
	【腎機能】	沈渣	—	—	●	—	—
		潜血	●	●	●	—	—
便 検 查	【消化器】	潜血	—	●	●	—	—

△印は医師の判断により追加する検査

健保オプション検査項目

■ 平成25年度の変更点 事前に健診機関へお問い合わせください！

平成24年度までは、生活習慣病予防健診・人間ドックの胃部検査において、X線検査に替えて内視鏡検査を実施した場合は補助対象外とし、内視鏡検査にかかる費用は全額受診者負担としておりましたが、平成25年4月1日よりこの実施方法のうち、X線検査費用と同額まで補助を行うこととなりました。ただし、内視鏡検査の取り扱いがあり、変更可能な健診機関に限ります。なお、金額（同額・差額）を含め詳細な内容については、健診機関により異なりますので、実施を希望される際は、以下『内視鏡検査』確認チャートに沿って予約時にご確認ください。



確認事項

梅毒反応、HBs抗体、HCV抗体、【男性】PSA、【女性】乳房検査・子宮検査はオプション検査扱いとなりますので、ご希望の方は予約時に必ず申し出てください。

オプション検査費用は原則健保組合が負担しますが、健診機関により取り扱いがない場合、健保組合との契約がなく自己負担となる場合がありますので、予約時にご確認ください。なお、健保オプション検査のみの実施はできません。

検査区分	検査項目 【 】内は検査区分のうち、詳細な検査内容		一般健診	生活習慣病 予防健診	人間 ドック	特定健診
血清学的検査	【梅毒反応】	TPHA - RPR	-	-	●	-
	【肝機能】	HBs抗体	-	-	●	-
		HCV抗体	-	-	●	-
腫瘍マーカー (男性のみ)	【前立腺】	PSA	-	-	●	-
婦人科検査 (女性のみ)	【乳房】	乳房検査 (マンモグラフィまたは乳房超音波)	-	●	●	-
	【子宮】	子宮検査（子宮頸部細胞診）	-	●	●	-

ご注意 ください!

遠隔地健診

契約健診機関で受診することが不可能な場合、「遠隔地健診」として最寄りの健診機関で受診することができます。ただし、費用補助の対象となるのは原則として4ページの【基本検査項目】の内容と同等のものに限ります。また、特殊検査や宿泊を含むものは補助対象外となります。健診機関ごとに検査コースや名称等、種類が異なる場合がありますので、受診の際は事前にご確認ください。

近くに契約健診機関がない場合のみ、この「遠隔地健診」制度が利用できます。

首都圏等で、近くに契約健診機関がある場合には、補助の対象となりませんのでご注意ください。

遠隔地健診補助金限度額

健診料金の全額を健診機関にお支払いいただいたあと、事業所を経由して当健保組合あて所定の申請書に必要書類を添えて申請を行ってください。健診費用の実費から一部負担金および補助対象外項目費用を差し引き、下表の区分に応じた補助金限度額内（税込）で補助金を支給いたします。

補助金限度額 (税込)	一般健診	生活習慣病予防健診 (婦人科検査なし)	生活習慣病予防健診 (婦人科検査あり)	日帰り人間ドック (婦人科検査なし)	日帰り人間ドック (婦人科検査あり)	特定健診
被保険者	5,350円	19,000円	22,150円	32,000円	35,150円	3,300円
被扶養者（配偶者）	7,350円	21,000円	24,150円	×	×	5,300円
被扶養者（配偶者以外）	×	×	×	×	×	5,300円
一部負担金	被保険者のみ事業所負担 2,000円			自己負担 10,000円		被保険者のみ 事業所負担 2,000円

※ 健診種別と対象年齢は2ページ参照

●一部負担金

被保険者の方が契約健診機関以外の健診機関で受診し、後日補助金申請を行った際に実費から差し引かれる健診費用です（契約健診機関の場合については「2ページ」参照）。なお、被扶養者の方の一部負担金の差し引きはありません。

人間ドックを受診する場合は自己負担 [10,000円] です。その他の健診を受診する場合は事業所負担 [2,000円] です。通常は健診機関に健診費用として一部負担金のみお支払いいただきますが、

当健保組合と契約のない健診機関で受診する場合は、いったん健診費用の全額（実費）をお支払いいただき、補助金申請を行った際に、実費から差し引かせていただきます。

一部負担金の取り扱いについては、事業所により異なる場合がありますので事業所へお問い合わせください。

※ 任意継続被保険者の方は、人間ドックを受診する場合のみ自己負担 [10,000円] です。

補助金決定方法

$$\text{実費} - \text{一部負担金} - \text{対象外項目} \leq \text{補助金限度額}$$

・補助金限度額の範囲内で実費を補助
・範囲を超える場合は限度額まで補助

例 被保険者の方が人間ドック（36,750円）を受診し、対象外項目のCT検査（12,600円）が含まれていた場合。

$$36,750\text{円} - 10,000\text{円} - 12,600\text{円} \leq 32,000\text{円}$$

実費から一部負担金および対象外項目を差し引いた金額が14,150円、限度額の範囲内なので、14,150円が補助金。

提出書類（事業所を経由して提出）

- 遠隔地健診補助金交付申請書
- 質問票（40歳以上※の方）
- 領収書（原本）…40歳以上の配偶者の方が受診された場合は、特定健診費用の内訳が必要です。

領収書 平成〇〇年〇〇月〇〇日

□□□様 ￥21,000-

但 平成△△年△△月△△日受診分
生活習慣病予防健診代 21,000円として
(内、特定健診費用 6,825円)
上記正に領収いたしました。

〇〇市〇〇町〇-〇-〇
×××××病院(印)

領収書 平成〇〇年〇〇月〇〇日

□□□様 ￥36,750-

但 平成△△年△△月△△日受診分
人間ドック代 36,750円として
(内、CT検査代 12,600円) ←
上記正に領収いたしました。

〇〇市〇〇町〇-〇-〇
×××××病院(印)

補助対象外項目を受診された場合は、
対象外項目の内訳が必要です。

- 請求明細書…複数名で申請される場合、「1人あたり〇〇〇円」と内訳を記したもの。
- 健診結果（写可）…すべての検査結果（婦人科検査を含む）が表示されているもの（判定だけでなく数値による詳細な結果が確認できるもの）。

※ 質問票の対象年齢40歳以上とは、平成26年3月31日時点での満年齢です。

申し込みから受診までの流れ

受診健診機関により下記3通りの流れになります。測量地質健康保険組合健診センター以外の契約・遠隔地健診機関で受診希望の場合は、各健診機関へ直接連絡をし、受診希望日の予約をしてください。

測量地質健康保険組合健診センター

16ページ参照

契約健診機関

8~13ページ参照

遠隔地健診機関(契約外健診機関)

6ページ参照

予 約

直通電話 **03-3987-8615**

へ申し込みをする。

予 約

各健診機関に電話等で
申し込みをする。

予 約

各健診機関に電話等で
申し込みをし、検査項目を確認する。

測量地質健康保険組合の加入員であることと、契約している健診を受けることを伝える。
検査項目の確認を行い、婦人科検査、HCV、PSA検査等のオプション検査を希望する場合には、あわせて申し込みをする。

申込書提出

事業所を経由して受診前に健康診断申込書を健保組合に提出してください。
※受診前に申込書の提出がない場合は、補助の対象外となります。

健診案内到着

健診機関より、問診表・検体容器等が送付される。

※検査の種類や健診機関によっては、送付されない場合もありますが、その場合にはそのまま受診してください。

受 診

予約した健診機関に行き、受診する。



料金支払い

被保険者のみ一部負担金を健診機関へ支払う。

料金支払い

全額を健診機関へ支払う。



検査結果到着

要精密検査・要再検査の場合は、健診機関の指示に従ってください。
要精密検査・要再検査は補助の対象外です。保険証を使った保険診療扱いでお願いいたします。

健診結果は、被保険者分に限り労働安全衛生法衛生規則の範囲において事業主に通知します。なお、この通知をお断りされる方は、事前に健保組合へお申し出ください。

健診の利用申し込みに際して得た個人情報を利用目的以外に使用することはありません。

事業所を経由して健保組合へ補助金申請
※申請方法につきましては、6ページをご参照ください。

健診についての「よくある質問」は、ホームページをご覧ください。 健保組合ホームページ <http://www.st-kenpo.or.jp>

Topics 個人情報の取り扱いについて

当健保組合における、健康診断、人間ドック等の健康診断事業につきましては、下記のように個人情報を取り扱いますので、同意のうえご受診ください。

I 取得した個人情報は、以下の利用目的の範囲内で使用いたします。利用目的以外に使用することはありません。

① 健康診断および人間ドック実施後の保健指導等

② 法令により行う各種統計処理

③ 健康診断および人間ドック費用に関する会計処理

II 個人情報の提供

① **目的**：法令に基づく健康診断および特定保健指導のため

② **項目**：氏名・年齢・性別・記号・番号・健診区分、健診日、健診結果

および数値・判定（労働安全衛生法に基づく）、質問票、診察所見、自覚症状、既往歴、家族歴、結果送付先住所および連絡先

③ **提供先**：勤務先、特定保健指導委託先機関

III 個人情報について第三者への提供の停止を求めることが可能です。特段明確な反対・留保の申し出がない場合、健保組合の利用目的の公表により黙示的な同意が得られたものといたします。これらの申し出については、必ず健診受診前に当健保組合 総務部施設課（☎03-3987-3151）までご連絡ください。

特定保健指導のご案内を対象者にお送りします



重要!



特定保健指導対象者の方で、ご自宅あてに「ご案内」の送付を希望する場合は、**健康診断受診前に**その旨を当健保組合へ直接お申し出ください。健康診断受診前にお申し出がない場合は、同意をいただいたものとして事業主を通じて「ご案内」を送付いたします。

当健保組合では、『特定健診』が含まれている生活習慣病予防健診、人間ドックおよび巡回婦人健診受診の結果、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）またはその予備群と判定された被保険者・被扶養者に対し、一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会を通じた『特定保健指導』を行っております。

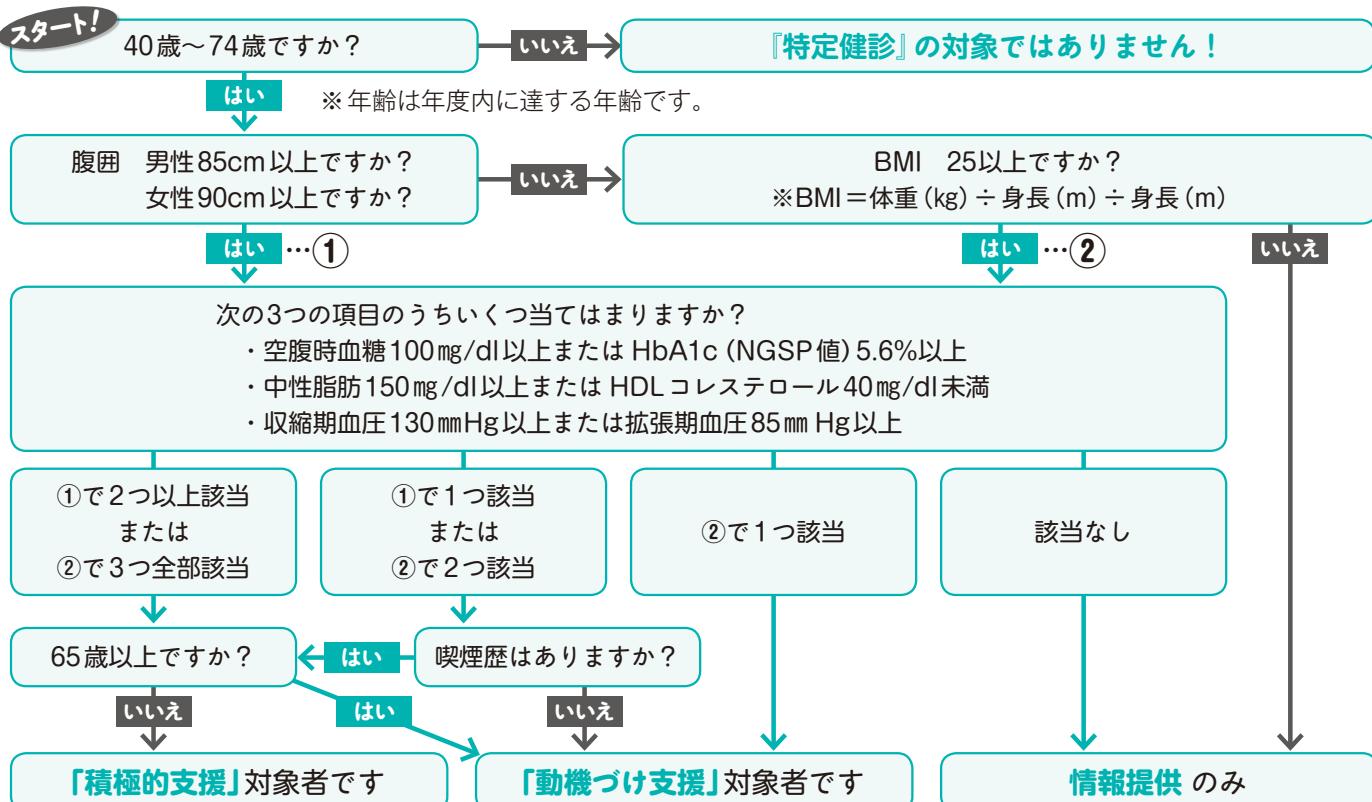
これまで、『特定保健指導』の対象となられた方への「ご案内」はご自宅へ送付しておりましたが、平成25年4月以降に健康診断を受診された方から送付方法を変更いたします。具体的には、事業主を通じて特定保健指導をご案内することに同意（健康診断申込書による默示的な同意）を得られた被保険者の方につきましては、事業主を通じて「ご案内」を送付いたします。日程調整のうえ、積極的に受けさせていただきますようお願いいたします。

*同意が得られなかった場合および被扶養者（ご家族）・任意継続者で対象になった方には、これまでどおりご自宅あてに「ご案内」を送付させていただきます。

対象者の階層化

健康診断『特定健診』の結果から、下記「『特定保健指導』選定チャート」の方法により『特定保健指導』の支援内容を決定いたします。

●『特定保健指導』選定チャート



支援内容

「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」の各支援内容は以下のとおりです。

積極的支援

生活習慣病の発症リスク「高」…一刻も早い生活習慣の改善が必要。

●支援目的

定期的・継続的な支援により、生活習慣の改善のための目標達成に向けた行動に取り組み、プログラム終了後にも、その生活が継続できることを目指します。

①支援頻度

3ヵ月以上、複数回にわたり継続して支援します。指導は医師、保健師、管理栄養士等の専門知識を有する者が行います。

②面接・指導

初回は1人20分以上、あるいは1グループ（8人以下）80分以上の面接と指導を行います。その後も面接または電話、Eメール等の通信手段を利用して複数回指導を行います。

③行動目標・支援計画の作成

行動目標に優先順位をつけながら、実行可能な生活習慣改善の計画を対象者とともに作成します。

④実施評価

6ヵ月経過後に、面接または電話、Eメール等の通信手段を利用して、身体の状態や生活習慣が改善できたかなど、効果の状況を確かめ評価します。

動機づけ支援

生活習慣病の発症リスク「中」…生活習慣の改善が必要。

●支援目的

対象者が生活習慣のための目標達成に向けた自主的な行動に移り、その生活が継続できることを目指します。

①支援頻度

原則1回支援を行います。指導は医師、保健師、管理栄養士等の専門知識を有する者が行います。

②面接・指導

1人20分以上、あるいは1グループ（8人以下）80分以上の面接と指導を行います。

③行動目標・支援計画の作成

面接を通して、実行可能な生活習慣改善の計画を対象者とともに作成します。

④実施評価

6ヵ月経過後に、面接または電話、Eメール等の通信手段を利用して、身体の状態や生活習慣が改善できたかなど、効果の状況を確かめ評価します。

情報提供

生活習慣病の発症リスク「低」…今のところは問題なし。

●支援目的

生活習慣を見直すきっかけを作るために行います。

年度1回の健診受診時に、健診実施医療機関より、受診者（全員）に健診結果を通知しますので、自分の身体の状態をしっかりと把握して健康の維持に努めていただきます。

健診実施医療機関によっては、リーフレット等により健康維持や増進に役立つ情報が提供されます。

対象外の取り扱いについて

『特定健診』の結果、『特定保健指導』を実施しますが、以下に該当する方は受診対象から除外されます。なお、後から判明した場合はその時点で受診対象から除外されることとなりますので、当健保組合までご連絡ください。

●『特定健診』および『特定保健指導』の受診対象外となる方

- ・妊娠婦（妊娠中または出産後1年以内の方）
- ・刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている方

・海外在住の方

・長期入院（6ヵ月以上）されている方

・高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等）に入所、または入居している方

●『特定保健指導』の受診対象外となる方

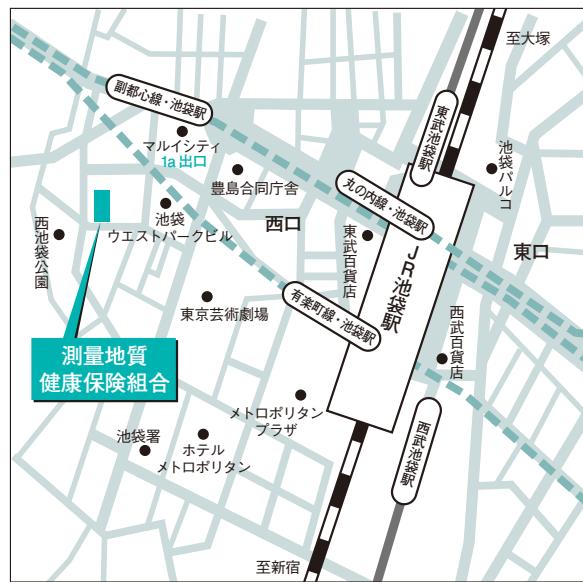
- ・すでに医師の指示を受け、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の薬を服用している方
- ・糖尿病、高血圧症、脂質異常症で治療中の方

測量地質健康保険組合健診センター

電話番号 **03-3987-8615** (直通)

東京都豊島区西池袋 3-30-5 「測量地質健保会館 4F・5F」

測量地質健保会館の4階と5階には、
「健診センター」が設置されています。
一般健診、生活習慣病予防健診、人間ドック、
特定健診が受診できます。
ぜひご活用ください。



- JR線池袋駅西口から徒歩約5分
- 地下鉄池袋駅1a出口から徒歩1分

当健診センターの特徴

● 当日に結果説明

当健診センターで、生活習慣病予防健診または人間ドックを受診された方には、当日中に、医師による結果説明を行っています。なお、人間ドックを受診された方には食事券またはクオカードをお渡ししております。

● 再検査を無料で実施

当健診センターで受診後、再検査が必要と診断された方で、当健診センターで実施できる再検査（便潜血検査、血液検査）を無料で実施します。また、他健診機関を受診された方で、再検査が必要と診断された方も、便潜血検査、血液検査を無料で実施します。

● 6ヵ月ごとに無料で大腸がん検査を実施

当健診センターで、生活習慣病予防健診または人間ドックを受診された60歳以上の方と、家族に大腸疾患の既往歴がある方には、6ヵ月ごとに便潜血検査による経過観察を無料で実施します。

● ピロリ菌抗体検査（胃・十二指腸疾患の早期発見）を無料で実施

当健診センターで、生活習慣病予防健診または人間ドックを受診し、胃部X線検査の結果、異常所見が見られた方につきましては、ピロリ菌抗体検査（血液検査）を無料で実施します。また、異常所見が見られない方でも希望される場合には無料で実施します。

なお、一般健診を受診する方または他の健診機関で健康診断を受診し、ピロリ菌抗体検査を当健診センターで希望される場合には、1,000円の自己負担で実施します。

健診センター申込方法

下記週間予定表を参考にして、受診希望日を予約してください。

受診日予約後、所定の健診申込書（当健保組合ホームページからダウンロードできます）を健保組合へ提出してください。

健診案内・問診表・検体容器等が送付されますので、受診前にご確認ください。

※事前の申込書提出がない場合は、補助の対象となりません。

※日程の変更、取消等は事前にご連絡ください（直前の予約取消はご遠慮ください）。

健診センター週間予定表

	午前	午後
月	人間ドック	
火	生活習慣病予防健診	一般健診
水	特定健康診査・再検査	生活習慣病予防健診 (第1・第3は女性のみ)
木	人間ドック	
金	人間ドック (第2・第4は女性のみ)	

※毎月第1・第3水曜日と毎月第2・第4金曜日はレディースデー
水（生活習慣病予防健診＋婦人科検査）
金（人間ドック＋婦人科検査）

<http://www.st-kenpo.or.jp>

健診センターの予約状況を
確認できます